

尼崎市監査公表第10号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、市長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年9月19日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	須	田		和
同	川	崎	敏	美

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	令和 5年 3月 24日
3 措置通知日	令和 5年 9月 8日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>市立自転車等駐車場に係る指定管理事業の履行確認等について</u></p> <p>市立自転車等駐車場は、市内 13 駅を北西部地域、北東部地域、南部地域の 3 地域に分割し、それぞれについて指定管理者を指定し管理運営されている。</p> <p>本施設の指定管理事業に係る管理については、次の課題が認められる。</p> <p>(1) 基本協定書に定められた書類について、未提出や不足があるなど適切に受理がされていなかった。</p> <p>(2) 再委託事業である保守点検委託等の履行確認について、一部を除き適切に実施されていなかったほか、消防訓練や研修等の実施状況について、所管組織で把握していなかった。</p> <p>(3) 消防訓練が計画どおりに実施されていないなど、管理権原者（市）及び防火管理者（指定管理者）としての責務が果たされておらず、公共施設としての安全・安心が確保されていなかった。</p> <p>(4) 事業計画書等の未受領、事業報告書等の不備があったほか、消防訓練や研修等の実施状況について把握できておらず、モニタリング評価が適切に実施されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">（放置自転車対策担当）</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>消防計画に定める訓練が適切に実施されていなかったことや、市が訓練の実施状況を指定管理者と共有できていないことについては、施設の管理や利用者の安全確保において重大な問題であり、管理権原者としての認識が欠如していたと言わざるを得ないものである。</p> <p>市と指定管理者は施設管理や安全確保に係る役割、責任を十分に共有し、指定管理者制度の趣旨を理解した上で、これら履行確認等における問題を直ちに是正するとともに、二度と同様の問題が生じないように、管理職によるマネジメントの強化を行うこと。</p>	
5 措置の内容	<p>(1) 提出書類の不備について</p> <p>ア 自主事業計画書</p> <p>令和 5 年度から自主事業の実施計画を漏れなく把握するため、市が作成した様式を用いて自主事業計画書を提出するように改め、受理済みである。</p> <p>（受理日：北西部・南部 令和 5 年 4 月 28 日、北東部 令和 5 年 4 月 27 日）</p>

イ 年度事業計画書

令和5年度事業計画書については、すべての指定管理者に令和5年4月28日までの提出を求め、受理済みである。

(受理日：北西部・南部 令和5年4月28日、北東部 令和5年4月27日)

ウ 年度事業報告書

令和4年度事業報告書については、基本協定書第31条の規定に基づき、当該年度終了後から30日以内に受理済みである。

なお、今後も提出及び受理手続きが遅れないよう課内で周知を行った。

(受理日：北西部・南部 令和5年4月28日、北東部 令和5年4月27日)

エ 施設の利用者から寄せられた意見及びその対応状況

令和3年度事業報告書の提出書類で定めている施設の利用者から寄せられた意見及びその対応状況について、令和5年1月に受理済みである。

令和4年度分については、ウ.年度事業報告書にて令和5年4月に受理済みである。

また、すべての指定管理者へ市が作成した様式を提供し、令和5年1月から運用を開始した。

(2) 履行確認の不備について

再委託事業や研修等の履行確認を適切に行うため、市で作成した管理業務チェック表を用いて、指定管理者及び市が双方で履行を確認する運用を令和5年1月から開始した。

(3) 消防訓練の実施不備について

令和4年度における消防訓練は漏れなく実施したことを確認した。

今後、消防訓練の実施状況を漏れなく把握するため、令和5年度協定書に消防訓練実施報告書を提出する旨を記載するように改めた。

また、市で作成した管理業務チェック表を用いて、実施者である指定管理者と管理権原者である市が双方で実施状況を確認する運用を令和5年1月から開始した。

(4) モニタリング評価の不備について

今後指定管理者のモニタリングを行う上で適切な評価ができるように、具体的な評価項目とその評価基準を明確に定めリスト化することで、評価の透明性と公正性を確保する様、評価基準の細目を作成し、それを基に令和5年度モニタリング評価を実施済みである。

また、指定管理業務の履行確認や実施状況が把握できていなかった問題を組織体制の課題と捉え、課内において提出書類に関するモニタリング詳細細目チェックリストを作成・運用し、指定管理者と共有を行い、監査指摘事項への対応やモニタリング評価等を踏まえた適正運営に努める。

さらに、担当者及び指定管理者が指定管理者制度に関する庁内説明会に出席し、その内容を課内で共有するなど、知識の蓄積と意識向上に努めた。

これらの取り組みを通じて、指定管理者制度の趣旨を理解し、施設管理や安全確保に係る役割、責任を十分に果たすことができるように組織として再発防止を図っていく。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

## 措置通知表【財務・行政監査】

1 措置を講じた局	都市整備局
2 監査結果報告日	令和 5年 3月 24日
3 措置通知日	令和 5年 9月 11日
<p>4 監査結果の内容（*監査事務局で記載する。）</p> <p><u>尼崎緑化公園協会補助金の交付について</u></p> <p>公益財団法人尼崎緑化公園協会（以下「緑化協会」という。）に対して、「尼崎市緑化基金にかかる補助金交付要綱」に基づき、令和 2、3 年度において各年度 3,159 千円の補助金が交付されている。</p> <p>本補助金の執行については、次の課題が認められる。</p> <p>(1) 事務費（人件費等）の上限を 20%以内とすることについて、本補助金の交付要綱に記載がなかった。事務費の上限額は補助金交付の予算等を含め事業の執行に大きな影響があることから、交付要綱であらかじめ具体的に定めておく必要があると考える。</p> <p>(2) 事務費の算出について、同事業であっても各年度において事務費計上の割合が異なるなど、事務費の計上に対する考え方が定まっていない。</p> <p>(3) 事務費の支出の実績について確認が行われていないなど、補助金の事務処理に問題が見られた。</p> <p>(4) 保護樹木等保護行為助成金支出において、写真の添付誤りなど履行確認に問題が見られた。</p> <p style="text-align: right;">（公園計画・21 世紀の森担当）</p> <p>&lt;措置を求める事項&gt;</p> <p>緑化協会への補助金は目的には沿って支出されているものの、補助対象となる事務費の考え方が定まっておらず、その確認も不十分であるなど支出の透明性が確保されているとは言い難い状況である。</p> <p>これらの問題については直ちに是正し、適切な事務執行に努めること。</p>	
<p>5 措置の内容</p> <p>尼崎市緑化基金補助金に係る事務費（人件費等）は、これまで、事業実績に応じて、上限を設定することなく支出していたが、他の補助金を参考に中、現行の運用のままでは事務費が全体事業費を圧迫し、事業の実施に支障が出ることなどが懸念されたことから、平成 28 年度から令和元年度までの直近 4 年の実績値の平均等を参考に算定し、緑化協会と協議を行った上で、上限を 20%と定め令和 2 年度に補助事業の見直しを行った。</p> <p>事務費の上限を 20%以内とすることについては、「尼崎市緑化基金にかかる補助金交付要綱」の「第 4 条第 2 項の必要な限度において条件を付すことがある。」に基づき、</p>	

各年度当初に緑化協会へ通知する補助金交付決定通知書に「補助事業実施に係る事務費(人件費等)は、各事業費の20%以内とすること。」と条件を明示し、運用していた。

しかしながら、事務費の上限については、重要な事項であることから、令和5年度に交付要綱を改正し明示することとした。

次に、各年度において事務費計上の割合が異なる理由については、緑化協会が補助申請額を予算額と同額にするものと考えていたため、補助金の申請において、事務費を除く事業経費は全額申請し、残りを事務費で調整(一部経費のみ申請)していたことによる。令和4年度の実績報告から、緑化協会が補助対象の事業に掛かった事業費全体を確認するため、各事業の事務費内訳を提出させるように改めた。

今後も、上記の事務費内訳の提出を求めるほか、適切な履行確認を行い、補助金執行における透明性の確保を徹底する。

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）